

ケセラセラ規約

(名称)

第1条 本会は、「ケセラセラ」という。

(目的)

第2条 本会は、主に障がいのある子どもとその家族のための社会参加につながる交流の機会を増やすことでお互いを助け合い安心して過ごせる場を提供し、地域の福祉団体や関係機関との相互理解を深め団体の枠を越えた連携を促し地域の活性化を促進させることを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の事務局を 長野県千曲市稲荷山1177番地10に置く。

(設立年月日)

第4条 本会の設立月日は 平成28年11月26日とする。

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に、次のとおり役員を置く。

代表 1名
副代表 1名
会計 1名

2 役員は会員の互選により選出し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(事業)

第7条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- ① イベント運営 障害のある子どもとその家族の要望に沿ったイベントを企画開催することで余暇活動の場を提供する。
- ② 障がいの有無に関わらずイベント等の開催を広く周知し、地域の皆さんにも多く参加してもらうことで障がい理解の機会、交流の場として開催する。
- ③ イベント支援 地域で活動されている他団体のイベント等にボランティアとして参加して相互協力、連携を図る。
- ④ 人材発掘 障がいのある子どもの保護者に関わらず会の理念を知ってもらう機会を設け、賛同して一緒に活動できる人材の発掘を
- ⑤ 地域の行事やイベント、また地域自立支援協議会等の会議等に参加して会自体、会の目的を広く知ってもらい、賛同して一緒に活動してもらえ
る人材の発掘を図る。

(会議)

第8条 本会の会議は定例会とする。

2 定例会は全会員をもって構成する。

(運営)

第9条 本会の事業は定例会において企画し、定例会において決定する。

2 本会は、補助金、交付金、協賛金、会費、その他収入などにより運営する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約の改正)

第11条 この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則 この規約は平成28年11月26日から施行する。